

子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて、次の2つのことについて特に力を入れて取り組めます。

重点的取組

重点1

虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組

虐待防止の対策をすすめていくため、児童相談所の体制強化や、虐待を受けた子どもに対し、迅速・適切な救済などを行います。また、支援ニーズの早期把握や予防に向けた取組を行います。

いじめ防止を図るため、子どもに関わる指導体制をより充実させ、育ち・学ぶ施設などの職員に対するいじめ防止に関する研修の実施など、子どもを手助けする力を向上させます。

いじめについて相談できる場を広く知らせ、関係機関と連携して解決に向けた手助けに努めるとともに、子どもの相談する力を育む取組を行います。

重点2

子どもの意見表明・参加を支援する取組

子どもの意見を求めるための「川崎市子ども会議」では、これまでの取組を活かしながら、子どもたちが安心して自分の意見を言えたり、年齢や関心の度合いに応じて参加できるような場を設定したりしながら、より多くの子どもが意見を言うように環境を整えます。

市のホームページやGIGA端末などインターネットを活用し、子どもたちが普段から市に対し想っていることと感じていること、川崎のまちを良くするためのアイデアなどの意見聴取に取り組めます。また、地域において子どもが主体的に関わる事業の実施や居場所の充実など、子どもの社会参加を支援します。

子どもの権利条例で大切にしている7つの権利

- ①安心して生きる権利 ▶ 子どもは愛情と理解をもって育てられ、あらゆる差別を受けず、安全・安心に生活できます。
- ②ありのままの自分でいる権利 ▶ 子どもは、一人ひとりの違いが認められ、秘密が守られ、人として大切にされます。また、ホッとできる場所で楽しく遊んだり、体を休ませたりできます。
- ③自分を守り、守られる権利 ▶ 子どもは、いじめ、虐待、体罰などから逃れたり、相談したりできます。他の人が子どものことを決めるときに自分の意見が大事にされます。
- ④自分を豊かにし、力づけられる権利 ▶ 子どもは、遊んだり、学んだり、幸福を求めたりする中で、豊かな成長や自信につながるように励まされ、力づけられます。
- ⑤自分で決める権利 ▶ 子どもは、成長にあわせて、おとなのアドバイスを受けながら、自分のことを決めることができます。
- ⑥参加する権利 ▶ 子どもは、自分を表現したり、自分の意見や考えを表明したり、社会活動に参加したりすることができます。
- ⑦個別の必要に応じて支援を受ける権利 ▶ 子どもは、置かれた状況が違っても差別を受けることはありません。



第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画（概要版）
令和5（2023）年3月
川崎市こども未来局青少年支援室
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044・200・2344 FAX 044・200・3931
メールアドレス 45sien@city.kawasaki.jp

川崎市 子どもの権利

検索



第7次 川崎市
子どもの権利に
関する行動計画

11月20日はかわさき子どもの権利の日

がいようばん
概要版

計画期間：令和5（2023）年度～令和7（2025）年度

川崎市には、子どもを一人の人間として大切に、子どもが自分らしく生きることを支えることを目的とした「川崎市子どもの権利に関する条例」（条例＝市と市民の約束）があります。

この条例では、市全体で計画的に子どもの権利を守るため、「子どもの権利に関する行動計画」をつくることを決めています。

これまで取り組んできたこと

- ・「子どもの権利」の広報
- ・子ども会議や子ども運営会議の開催（子どもの参加）
- ・子ども夢パークの設置（子どもの活動拠点づくり）
- ・子どもあんしんダイヤルの設置（子ども専用の救済窓口） など

いろいろ取り組んではいますが・・・



計画の考え方と全体像(体系)

この計画は、市が行っている取組(施策)の一つひとつと、条例にある子どもの権利に関する考え方(理念)がどのように関係しているかがわかるように作りしました。



基本目標

条例の考え方(理念)をもとに、子どもの権利を守るために目指す3つの基本目標です。

(1)子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもが差別を受けず、虐待やいじめなどから守られ、安心して生活し、自己肯定感を持てることを目指します。

(2)子どもの意見表明・参加の促進

子どもの意見表明と参加を促進し、あらゆる場面において子どもの意見が反映されることを目指します。

(3)子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもの居場所があり、いつでもどこでも相談でき、いきいきと育つことができる、「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。

計画の進め方とチェック(評価・検証)

- 市役所や区役所が一体となって子どもの権利を守ります。
- 子どもに関わる職員が、子どもの権利についてよく知ります。
- 市民や市民グループなどと協力して子どもの権利を広めます。
- 取組を担当するところが進み具合を確認します。
- 川崎市子どもの権利委員会が、市の子どもの権利が守られているか、また、市の取組具合もチェックして意見を言います。

施策の方向

基本目標を踏まえて5つの施策の方向を位置づけ、それぞれに目標数値を定めました(成果指標)。

施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援(条例第1章)

子どもの権利について、多くの人知ってもらったり、子どもの権利について学習できるようにします。

成果指標	条例を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する市民の割合	R7までの目標	子ども59.7% ⇒ 63.0% 以上 おとな42.3% ⇒ 46.0% 以上
------	---------------------------------	---------	--

施策の方向Ⅱ 個別の支援(条例第2章)

子どもが生まれた国や家庭のちがいが、障害があるなどで差別を受けることなく、必要な助けが受けられ、お互いの違いを認め合って誰もが暮らしやすいようにします。

成果指標	文化・国籍などの違い、障害の有無にかかわらず「大切にされている」と回答する市民の割合	R7までの目標	子ども89.7% ⇒ 94.0% 以上 おとな79.9% ⇒ 85.0% 以上
------	--	---------	--

施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(条例第3章)

家庭、保育園・幼稚園、学校や、地域など、子どもが過ごすところで子どもの権利が守られるようにします。

成果指標1	条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」、「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合	R7までの目標	17.5% ⇒ 12.0% 以下
成果指標2	子どもとの関わりの中で、子どもの権利や条例を「あまり意識していない」「意識していない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合	R7までの目標	15.0% ⇒ 10.0% 以下

施策の方向Ⅳ 子どもの参加(条例第4章)

いろいろなところに子どもが参加して、意見を出し、その意見ができるだけ取り入れられるようにします。

成果指標	地域の活動やイベントなどに参加したことが「ない」と回答する子どもの割合	R7までの目標	44.6% ⇒ 39.0% 以下
成果指標2	地域の話し合いに参加したことが「ない」と回答する子どもの割合	R7までの目標	78.9% ⇒ 60.0% 以下

施策の方向Ⅴ 相談及び救済(条例第5章)

子どもが相談しやすい雰囲気をつくり、困りごと(課題)や悩みの内容にそって話を聴き、解決を目指します。

成果指標	困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」「したいとおもわない」と回答する子どもの割合	R7までの目標	63.3% ⇒ 47.0% 以下
------	--	---------	------------------

推進施策と取組

施策の方向の下に、条例の条文に基づく24の推進施策と46の取組を位置づけました。

推進施策(1)~(3)

子どもの権利に関する広報、子どもの権利学習 ほか

- ・市民参加による子どもの権利の日事業や学校などでの子どもの権利学習の実施
- ・パンフレットや動画などを使った広報
- ・区役所などの子育て関連イベントでの広報 など

推進施策(4)~(5)

個別の必要に応じた支援、共生社会に関する理解の促進

- ・ふりがなを付けたり、やさしい日本語による情報発信
- ・障害のある子どもなどへの一人ひとりに合った支援
- ・さまざまな状況にある子どもへの理解の促進 など

推進施策(6)~(16)

子どもの養育の支援、親等による虐待・体罰の防止及び救済等、子どもの居場所の確保 ほか

- ・親などへの子さだて情報の提供、子どもの養育が困難な親などの支援
- ・育ち・学ぶ施設の職員研修
- ・子ども文化センターや子ども夢パークなどの居場所づくり
- ・地域の団体などと連携又は支援を行うことで居場所づくり など

推進施策(17)~(22)

子どもの参加の促進、子ども会議の開催と支援、地域における子どもの参加活動の拠点づくり、子どもの意見の尊重 ほか

- ・子ども会議や学校の生徒会活動、子ども文化センターなどの子ども運営会議など子どもが意見を言える場を設置・開催
- ・インターネットを活用して子どもからの意見を聴く
- ・子どもが中心に企画・運営する活動などへの支援 など

推進施策(23)~(24)

人権オンブズパーソンによる相談・救済 ほか

- ・子どもあんしんダイヤル(人権オンブズパーソン)などによる相談と解決に向けた手助け
- ・相談しやすい環境づくり
- ・相談カードやホームページなどで相談窓口を広く知らせる など